

盛岡大学・盛岡大学短期大学部機関リポジトリ運用指針

(趣旨)

- 1 この指針は、盛岡大学及び盛岡大学短期大学部（以下「本学」という。）において運用する盛岡大学・盛岡大学短期大学部機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に必要な事項を定めるものである。

(目的)

- 2 リポジトリとは、本学において作成された教育研究成果を収集、保存し、学内外に無償で発信、提供することにより、本学の学術研究発展に資するとともに、社会貢献に寄与することを目的とする。

(管理・運用)

- 3 リポジトリの管理運用は、盛岡大学図書館（以下「図書館」という。）において行うものとし、図書館長を責任者とする。管理運用に必要な事項は、図書館委員会（以下「委員会」という。）で決定するものとする。

(登録者)

- 4 リポジトリに教育研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、以下の通りとする。
 - (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員。
 - (2) その他、図書館長が許可した者。

(登録対象)

- 5 リポジトリに登録することができる教育研究成果は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 本学に関わる教育研究成果で以下のいずれかに該当すること。
 - ① 登録者が作成または作成に関わったもの。
 - ② その他、委員会がリポジトリに登録することが適当と認めたもの。
 - (2) 教育研究成果であり、すでに公表されたもの。
 - (3) 電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて発信できるもの。
 - (4) 法令上、社会通念上または情報セキュリティ上の問題が生じないもの。
 - (5) 公開することによって問題が生じないもの。

(登録手続)

- 6 リポジトリに教育研究成果を登録することを希望する者は、所定の登録申請書（別紙様式）を図書館長に提出するものとする。
- 7 共著者等の登録者以外の著作権者がある教育研究成果を登録する場合は、登録者はあらかじめ著作権者の許諾を得ておかなければならない。

(教育研究成果の保存と公開)

8 図書館は、登録者から提供された教育研究成果について、著作権法その他登録及び公開にかかる支障がないことを調査したうえでリポジトリに保存し、無償で公開する。

(教育研究成果の利用)

9 図書館は、リポジトリの利用、保存及び送信の便宜のために必要な複製、媒体変換を行うことができる。

(教育研究成果の著作権)

- 1 0 登録者は、リポジトリに登録する教育研究成果に関わるすべての著作権者に無償での公開の許諾を得るものとする。
- 1 1 教育研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(登録の削除)

- 1 2 図書館は、リポジトリに登録された教育研究成果が次のいずれかに該当する場合、委員会の議を経て登録された教育研究成果の一部または全部を削除することができる。
 - (1) 登録者から理由を付して削除を申請した場合
 - (2) 図書館長が公開を適当でないと判断した場合

(免責事項)

- 1 3 本学は、リポジトリに登録された教育研究成果を利用することによって発生した利用者のいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。